

平成 23 年 5 月 17 日市長決裁

千歳市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、千歳市耐震改修促進計画に基づき木造住宅の耐震性の向上を図り、大地震発生時における住宅の倒壊等による被害を軽減するため、市内にある木造住宅の耐震改修工事を行う者に対し、その費用の一部に補助金を交付することについて、千歳市補助金等交付規則(昭和58年千歳市規則第12号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 次のいずれかに該当する木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
 - ア 財団法人日本建築防災協会策定の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法
 - イ アに掲げる方法と同等以上と認められる耐震診断
- (2) 耐震診断員 次のいずれにも該当する耐震診断を行う者をいう。
 - ア 建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいう。)の資格を有し、建築士事務所(同法第23条第1項規定する建築士事務所をいう。)に所属していること。
 - イ 北海道が行う耐震診断・耐震改修技術者名簿登録閲覧業務事務処理要領に基づく耐震診断・耐震改修技術者名簿において木造耐震診断区分で登録していること。
- (3) 耐震改修工事 次のいずれかに該当する工事をいう。
 - ア 耐震診断員が行った耐震診断で上部構造評点が 1.0 未満と診断された木造住宅を改修し、上部構造評点が 1.0 以上となる工事
 - イ アに掲げる方法と同等以上と認められる工事
- (4) 工事施工者 次のいずれにも該当する耐震改修工事を行う者をいう。
 - ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けている者とする。
 - イ 北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿登録閲覧業務事務処理要領に基づく耐震診断・耐震改修技術者名簿において木造耐震改修区分で登録している者が所属していること。

(補助対象住宅)

第 3 条 補助対象住宅は、市内にある木造住宅であって、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 戸建て住宅(2世帯住宅を含む。)又は併用住宅(店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの)であること。
- (2) 地上階数が2階建以下の在来工法又は枠組壁工法であること。
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること。
- (4) 耐震診断員が行った耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と診断されたものであること。(これと同等以上に耐震改修の必要性があると診断されたものを含む。)
- (5) 過去にこの要綱による補助金交付を受けたことがないものであること。
- (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令に明らかな法令違反がないこと。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、市内に住所を有し、かつ、自ら居住の用に供する木造住宅を所有している個人とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次に掲げる経費(住宅部分に限る。)とする。

- (1) 耐震改修工事に係る経費
- (2) 現状復旧等に伴う附帯工事(解体工事並びに外装、断熱材、内装等の復旧工事及び更新工事を含む。)のうち耐震改修工事に係る経費

(補助金の交付額)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費の額が、次の各号に掲げる対象経費の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 対象経費の額が20万円以下の場合は、対象経費の額
 - (2) 対象経費の額が20万円を超え200万円以下の場合は、20万円
 - (3) 対象経費の額が200万円を超え300万円以下の場合は、対象経費の10パーセントに相当する額
 - (4) 対象経費の額が300万円を超える場合は、30万円
- 2 前項第1項及び第3号の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をする者(以下「申請者」という。)は、千歳市木造住宅耐震改修補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 確認通知書の写し、建物の登記簿謄本等により、建築年次及び所有者を明らかにする書類
 - (2) 住民票
 - (3) 耐震診断報告書の写し(耐震診断員が行ったもの)
 - (4) 改修計画書(第2号様式)
 - (5) 案内図、配置図、平面図等(改修内容が記載されたもの)
 - (6) 補強後の想定耐震診断報告書(耐震診断員が行ったもの)
 - (7) 耐震改修工事費見積内訳書の写し
- 2 市長は、前項の申請があったときは、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申請者は、この現地調査等に協力しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請の内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、千歳市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、前項の交付の決定後、速やかに耐震改修工事に着手しなければならない。

(計画の変更及び中止)

第9条 申請者は、申請の内容に次の各号のいずれかに該当する変更があったときは、千歳市木造住宅耐震改修補助金交付変更申請書(第4号様式)に関係書類を添えて速やかに市長へ提出しなければならない。

- (1) 工事施行者
- (2) 耐震改修経費の変更

(3) 耐震改修工事の中止

(4) 改修予定期間の変更

- 2 市長は、前項の申請の内容を審査し、千歳市木造住宅耐震改修補助金交付変更承認通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（完了の期限）

第10条 申請者は、第8条第1項の交付の決定を受けたときは、第7条第1項の申請書に記載した工事完了年月日までに耐震改修工事を完了しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、これを延期することができる。

- 2 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、千歳市木造住宅耐震改修実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 改修工事後の耐震診断報告書の写し

(2) 耐震改修工事領収書の写し

(3) 竣工図（改修内容が記載されたもの）

(4) 写真（改修工事の内容が確認できるもの）

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条第2項の提出があった場合は、速やかに工事内容等の審査を行い、申請内容と相違がないと認めるときは、千歳市木造住宅耐震改修補助金交付確定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、前項の通知を受けたときは、速やかに千歳市木造住宅耐震改修補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、前項の提出があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、木造住宅の耐震改修工事に対する補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。